

2020年
第22回
総会議案書

開催日時：2020年5月31日（日）10：00～11：00

開催場所：りぼん事務所

特定非営利活動法人


市民ユニットりぼん

たすけあいワーカーズりぼん設立趣意書

日大人口研究所によれば、14年後、65才以上の人口は、世界で初めて20%を超え、2025年には、65才以上の寝たきりは228万人、痴呆症（注1）は321万人と現在の3倍になるそうです。この為、40才代の未就業女性の45%が介護に追われるだろうという分析もありました。2025年に40才代ということは、現在の小学生です。高齢化問題は、まさに私たち自身に、そして子供達にかかってくるのだと言えます。それに核家族化・小家族化が進む中、現代における孤独は、高齢者に限られる現象ではありません。泣きわめく赤ん坊を抱えて、途方にくれたり、病気や悩みによって、辛い思いをし、不安で泣いたりパニックになった経験のある人は多いはずです。家事労働も出産も子育ても親を看取ることも、それらの多くは、女性の手によって支えながら、社会的に正当な評価がされることなく、やれて当然という社会通念によって追い詰められていくのです。

今、私達は、ワーカーズコレクティブという新しい働き方を選び取りました。全員で出資し、働きながら運営し、雇われるのではなく、自主性、自発性に基づいた分担により、働き方もコントロールしていきます。お金を稼ぐ為だけの労働ではなく、働くことを自己表現のひとつとしてとらえ、生命を支える活動に自信と誇りをもって、取り組んでいきたいと思えます。

アビリティクラブたすけあいと共に、今までの行政による福祉施策や民間の福祉サービス産業にはなかった市民主導による地域に開かれたたすけあいのしくみを作っていきます。そして老いても障害を持っても当たり前暮らし続けることのできる街づくりに繋げていきたいと思えます。

1993年4月

注1) 2004年に厚生労働省より差別的だとして公募により「認知症」に用語が統一された

NPO 市民ユニットりぼんの目的

市民によるたすけあいの理念に基づき、高齢者・障害者・子育て支援等の活動を行い、自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする

市民によるたすけあいの理念とは

- ① お互いの尊厳を尊重し、たすけたり、たすけられたりという相互扶助の精神を大切にします
- ② 「どんな状況においても自分のことは自分で決める」という自己決定を尊重します
- ③ 自分の常識にとらわれず、多様な方法で問題解決を図ります

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 資格審査
4. 議長・議事録署名人 選出 及び 書記任命
5. 議事審議
 - 第1号議案 2019年度活動・事業報告及び収支決算の件
 - I. 2019年度活動・事業報告
 - II. 2019年度決算報告
 - III. 2019年度監査報告
 - 第2号議案 2020年度方針案及び事業計画案
及び収支予算案の件
 - I. 2020年度方針案
 - II. 2020年度活動・事業計画案
 - III. 2020年度収支予算案
 - 第3号議案 監事改選の件
 - 第4号議案 職員代表選出の件
 - 第5号議案 代表理事報酬の件
6. 議長・書記 解任
7. 閉会

目 次

第1号議案

2019年度活動・事業報告及び収支決算の件

- 【I】 2019年度活動報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 2019年度事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 【II】 2019年度収支報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 【III】 2019年度監査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第2号議案

2020年度方針案及び事業計画(案)及び収支予算(案)の件

- 【I】 2020年度方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 【II】 2020年度活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - 2020年度事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 【III】 2020年度予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第3号議案 監事改選の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第4号議案 職員代表選出の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第5号議案 代表理事報酬の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

【資料】 組織図 定款

第1号議案 2019年度活動・事業報告、及び収支決算の件

I. 2019年度活動報告

- ◆ 定款に沿った活動を行いました。

会員活動

2019年度活動方針の達成度

【地域福祉増進のために、市民によるたすけあいのステージを増やしていきます。会員活動の場及び地域の人たちとの活動の場を増やしていきます】

会員やボランティアの方々の協力で工夫しながら会員活動に取り組むことができました。

① 地域活動

ACTいきいきサークル支援	「それいゆ（リコーダー）」、「絵画クラブアトリエ友」の活動日に“ひだまりの家”の場所の提供が出来ました。
障害者就労支援	機会がありませんでした。
広報 「おはなし りぼん」 「ホームページ更新」	発行が遅くなりましたが、1回発行しました。 居場所の活動や企画のお知らせ、部門ごとの利用者アンケートをタイムリーに更新しました。
出前介護教室	利用者の方が歩行困難になり、自宅寝室からの移動介助の方法を家族に伝え、共に行うことができました。
交流会「結びの会・りぼん」 &家族介護者の会	2019年10月27日(日)13:30～長房ふれあい館に於いて“フォルクローレコンサート”、作品展示、ティータイム等のプログラムで開催。地域の方、ボランティア関係の方、利用者のご家族、メンバー・理事、出演者6名を含め42名が参加。明るいパワーのある演奏を聴いた後、手作りケーキなどでお茶をしながらお話が弾み楽しいひとときが過ごせました。
被災地等への寄付金活動 (いちょう祭りでのバザー)	2019年11月16日(土)のいちょう祭り、八王子市民活動協議会のわくわく広場に参加しました。今年も天候が良く多くの方で賑わっていました。毎年、酒まんじゅうとみそこんにゃくを楽しみにしているとさせていただき、楽しく地域の方々とも交流が出来た1日でした。
在宅心身障害者 緊急一時保護登録支援	新規の登録者も利用もありませんでした。
まちづくり市民運動・ 政策提言	情報を受け止めましたが発信はできませんでした。

② 法人内活動

<p>ひだまりの家支援 庭作りボランティア</p> <p>登録ボランティア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回、ひだまりの家の庭の手入れを行いました。草むしりや枝の剪定を中心に行い、こんにゃく芋の植え替えもしました。春は色とりどりの花を咲かせ、夏は野菜がなりました。利用者の皆さん、庭を見て大変喜んでくださいました。 ・音楽演奏会で、リコーダーやマンドリンの演奏、手作りおやつや草餅作りでは材料のヨモギの収穫、また、紙芝居や手品の披露など、色々な場面で活躍しました。 														
<p>みんなの居場所 “カヱりぼん”支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日々のお当番、ランチづくりやワコインコンサートなどの参加で運営に携わりました。 ・元八市民センター祭にバザー(5月、11月の2回)に出展し運営資金の一部としました。 ・庭の枝、草刈りを定期的に行いました。 														
<p>救急救命講習会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年2月3日(日)、参加者10名で応急救護研修を行いました。救急隊3名の指導により、今回は心肺蘇生、AEDの使い方に加え、消火器の取り扱い方も学びました。参加者からの質問もたくさん出て解りやすい説明を頂き、充実した研修になりました。 														
<p>会員交流会</p>	<p>2019年5月19日(日)の総会終了後、ビュッフェ式の昼食を食べながら短い時間でしたが歓談や、“もっと知りたいりぼんのこと”クイズで楽しく交流が出来ました。</p>														
<p>みんなの参加できる定例会 を目指します</p>	<p>開催日時は原則隔月の月末の夜間とし、開催場所は長房ふれあい館またはひだまりの家で開催。定例会の後、部門共通研修を2回行いました。出席者には定例会手当として1回に1,000円支給しました。12月の定例会はイタリアンのお店で忘年会とし多数のメンバーの出席があり、部門を超えての交流が出来ました。</p> <table border="1" data-bbox="579 1576 1517 1962"> <thead> <tr> <th data-bbox="579 1576 1225 1632">内容</th> <th data-bbox="1225 1576 1517 1632">出席者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="579 1632 1225 1688">4月 2018年度総括と2019年度方針</td> <td data-bbox="1225 1632 1517 1688">6人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1688 1225 1744">6月 感染症(部門共通研修)</td> <td data-bbox="1225 1688 1517 1744">11人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1744 1225 1800">8月 認知症の人との関わりについて(Ⅱ)</td> <td data-bbox="1225 1744 1517 1800">13人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1800 1225 1856">10月 今さら聞けないワークスコレクションとは?</td> <td data-bbox="1225 1800 1517 1856">8人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 1856 1225 1912">12月 忘年会</td> <td data-bbox="1225 1856 1517 1912">23人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="579 1912 1517 1962">2月、3月は新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止</td> </tr> </tbody> </table>	内容	出席者	4月 2018年度総括と2019年度方針	6人	6月 感染症(部門共通研修)	11人	8月 認知症の人との関わりについて(Ⅱ)	13人	10月 今さら聞けないワークスコレクションとは?	8人	12月 忘年会	23人	2月、3月は新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止	
内容	出席者														
4月 2018年度総括と2019年度方針	6人														
6月 感染症(部門共通研修)	11人														
8月 認知症の人との関わりについて(Ⅱ)	13人														
10月 今さら聞けないワークスコレクションとは?	8人														
12月 忘年会	23人														
2月、3月は新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止															

総務・法人事務局

➤ 法人の円滑な運営のため下記の件について取り組みました

[労務管理・職員管理]

1、セキュリティ管理・個人情報保護

- ・情報セキュリティ委員会を随時開催しました。

2、安全衛生管理

- ・毎月、衛生委員会を開催しました。
- ・従業員の勤務時間の管理を社労士の指導のもと就業規則, 所定労働時間の遵守に努めました。
- ・従業員の健康を維持するため、年1回の定期健康診断受診を促進し、ほぼ9割の職員が受診し、健診結果を参考に健康状況を各部門管理者とともに把握しました。
- ・従業員健康状況報告

労災申請	勤務制限必要者	休業必要者	出勤停止者	復職者
0	0	0	0	0

[総務総括]

- ・新型コロナウイルス感染拡大予防のため在宅ワークの推奨した。
- ・新型コロナウイルス感染拡大予防のため備蓄品のマスク、アルコールの配布を行った。
- ・いままで給与振込は多摩信用金庫を通じておこなっていましたが、手数料の大幅な値上げが提示されたため(月額 324 円⇒2200 円)、振込元銀行を2月支給分よりゆうちょ銀行に変更しました。

これにともない職員の皆様にも協力をお願いし、振込先銀行をゆうちょ銀行に変更していただきました。

尚、ゆうちょ銀行の給与振込手数料は2022年3月までは無料です。

[法人会員管理]

- ・会員加入 2 名・賛助会員 2 名・退会 2 名
会員数 38 名(3 月 31 日現在)

➤ 会議報告

定例会 ・長房ふれあい館かひだまりの家にて 5 回開催(うち 1 回は忘年会)
(2, 3 月は新型コロナウイルス感染拡大予防のための中止)

理事会 ・理事、外理事出席のもと 2 回開催
(2 月は新型コロナウイルス感染拡大予防のための中止)

理事運営委員会 ・8 回開催

管理者会議 ・4 回開催

介護サービスりぼん

1、事業報告

① 2019 年度事業運営方針の達成度

・本人の望む在宅生活の理解と支援を行います。

常勤 3 名、曜日固定ヘルパー 1 名、登録ヘルパー 11 名でケア提供できました。自費サービスは全てりぼん独自のケアになり時間数は減少する傾向でした。制度利用が殆どではあるものの、それだけでは希望する生活が営めない方には独自の自費サービスで対応することが出来ました。65 歳になり障害福祉サービスから介護保険に移行される方のケアを途切れさせることなく対応できました。

・本人が安心して介助が受けられるよう、介護技術の獲得を目指します。

身体介護技術研修は実施できませんでしたが、外部講師による「感染症予防」や「認知症について」の研修を受けることが出来ました。全員は参加できなかったのが今後の課題と考えます。

・責任ある労働の提供

目標を上回りケア対応できました。短期間で終了するケアもありましたが関係機関と連携し対応することが出来ました。携帯メール、FAX、電話など多様なツールで職員間の連携ができたと考えます。

② 事業実績

事業名	ケア目標時間数 (年)	2019 年度実績	従業者の人数
介護保険訪問介護	2280 時間	2618 時間	常 勤 3 名
介護予防日常生活支援総合事業	660 時間	617 時間	曜日固定ヘルパー 1 名 登録ヘルパー 11 名
障害福祉サービス	2400 時間	2575 時間	
なんでも隊	420 時間	325 時間	
合計	5760 時間	6135 時間	

③ 評価と課題

目標	評価	課題	対策
責任あるサービスを行います。	事故・ひやりはっと報告 まとめを適時配布した。 ケア予定事前チェック、変更時の連絡を行えた。 ケア情報の更新を適時行えた。	事例を検討し、各自が対応のひきだしを増やしたり、事故を客観的に受け止めるまでに至らなかった。	事例検討会開催。事故、ヒヤリハットの意義を再確認できる研修や資料の配布を行う。

職員の介護技術及び問題意識向上を目指します	年間計画に基づく研修を推進できた。	全員が参加した研修はなかった。	研修の複数回実施。各自が年度内に受ける研修の計画を立てその達成を目指す。
利用者のニーズを適確に介護計画に反映し、目標達成を目指します	状況変化等をチームに連絡しその都度対応することで目標達成を目指すことができた。	チーム会議の開催が少なかった。	
課題について「サービス担当者会議」で共有、解決に努め必要時は当事業所から会議開催を要請します。	サービス担当者会議への出席、ケアマネへの報告を適時行うことができた。		
当事業所において、提供困難なサービスについては他団体を紹介します。	紹介することができた。		
個人情報保護に取り組みます。	法人学習会で扱い、取り組むことができた。		

事故等報告

区分	件数	対策
苦情	0件	

破 損	ケア忘れ	ケアミス (生活)	ケアミス (身体)	遅 刻 な ど	物品持 ち 帰 り	私 物 忘 れ	手配ミス	ひ や り は っ と
1 件	0 件	4 件	0 件	0 件	1 件	2 件	1 件	0 件

ケアプランサービスりぼん

1、事業報告

①2019年度 方針達成度

各利用者のニーズにあった情報提供を行い、利用者や家族が自ら選択し持てる能力を生かし、笑顔が見られる支援が出来ました。

②実績報告

事業名	事業内容	目標件数	2019年度実績	従業員数
居宅介護支援	援助計画	総合・予防 288 件	総合・予防 279 件	3 名
		介護 828 件	介護 887 件	3 名
	認定調査	432 件	439 件	3 名

目標	評価	課題	対策
職員の健康を守り、安定した事業運営を目指します。	①年1回の健康診断を受けることで自身の健康状態を知り体調管理が出来ました ②目標件数を上回る件数を担当し安定した事業運営を行うことが出来ました	①緊急対応が複数重なることもあり休日の確保が困難なこともありました ②圏域包括や知人からの紹介事例等は積極的に担当したことで新規が重複してしまうこともありました。	フレックス労働を継続し週2日の休日を確保する マネージメントの進捗状況をみながら新規の受け方を考え職員の負担にならない様にしていく
サービスの質向上と選ばれる事業所を目指します	①包括主催研修、八王子市介護支援専門員主催研修、八王子市主催研修等に参加し研鑽に努めました 研修に参加することで連携を図る機関について知ることが出来、ニーズにあったマネージメントが出来ました ②利用者アンケートを実施しました	①職員全員で参加する機会が持てましたがミーティングなどで再度、内容を共有し振り返ることが出来なかった ②利用者の自由記載意見が聞き取れなかった	共有し振り返ることが出来る様に深めることが出来る様にしていく 研修開催情報を共有し全員が参加出来る様にしていく 質の向上の為、多くの意見を聞くことが出来るような質問内容の工夫が必要

地域社会活動を法人と協働で行います	①法人と協働で「結びの会」の開催をしました ②「カフェりぼん」の利用者と一緒に新たなサポートを作ることが出来なかった	①地域の方の参加多数あったが法人の紹介が出来なかった 利用者、家族の参加が少なかった ②地域のニーズや利用者との話し合い等の機会を持つ必要がある	地域活動を積極的に行って行くため、法人を知ってもらう活動を展開する必要がある 元八の「わ」プロジェクトに参加し地域のニーズを知る 知ったことを出来ることから始めてみる
-------------------	---	--	---

③職員の処遇

- ・年1回の健康診断を実施することが出来ました。
- ・毎月、業務会議を開催し情報等共有し支援困難なケース等事例検討を行うことが出来ました
- ・研修や包括主催の交流会に参加し学ぶことが出来たと同時に地域のケアマネジャーと交流が出来ました。
- ・業務を分担し個人の負担が過重になることが無い様に配慮することが出来ました。

2、研修報告

八王子市主催研修 八王子市介護支援専門員協議会研修 法人研修

3、苦情、事故報告

区分	件数	内容、対策
苦情	0件	
事故	1件	ケアマネからサービス事業所に限度額超過した提供票を送付し忘れたこと、又、サービス事業所も家族に自費となった利用料金の請求を忘れた数か月遅れで請求したことで家族が支払いを滞る状況となった

ひだまりの家

1. 事業報告

① 2019年度方針の達成度

*小規模を活かし、家庭的な施設運営ができました。

*利用者の在宅生活が継続できるよう、日中の生活を支援することができました。

② 実績報告

事業名	利用者目標延べ人数 及び目標金額	2019年度利用人数実績 及び売上高	従業員の人数
介護予防日常生活 支援総合事業	21件/月 100,000円/月	43件/月 242,400円/月	常勤 2名 非常勤 10名
地域密着型 通所介護事業	200件/月 1,850,000円/月	166件/月 1,616,000円/月	

③ 評価と課題

目標	評価	課題	対策
職員の健康を守り、職員間の連携を図ることでサービスの向上につなげます	<ul style="list-style-type: none"> ・業務分担を行い、過度な労働にならないように努めました。 ・スタッフの新規採用はなく、現状スタッフで対応しました。 ・毎月の職員会議で、事例検討や状況変化報告を出し合い、職員間での共有や連携を図り事故防止等に努めることができました。 ・八王子市の高齢者虐待防止研修を全員のスタッフで共有することができました。また、応急救護等の研修を受けることができ、サービスの質の向上を図ることができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び講師、ボランティアの高年齢化 ・職員の質の向上及び連携 ・職種別研修の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・意欲的に業務を行えるよう職場環境を整える ・人材確保にも繋がるよう、人との関わりを多く持つ ・スタッフが活発な意見交換を行える会議を開催する ・積極的に研修参加する
特徴を生かし、選ばれる事業所として安定した事業運営を目指します	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の状態変化や、毎月の報告をケアマネージャー等にすることができ、早めの対応に繋げることが出来ました。 ・アンケートを通して、利用者及び家族の満足度や要望等の確認をすることができ、一人一人のサービスの向上に反映することができました。 ・季節ごとに近隣の外出を企画し、心身の活性化を図ることができました。 ・日々のプログラムの充実を図り、踏まないぞ体操や健康麻雀等を日々のプログラムに取り入れることができました。 		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の好みや可能性を見出せるプログラム内容を更に検討していく

	<ul style="list-style-type: none"> ・家族が帰宅するまでの時間の延長利用が7月までほぼ毎日ありました。 ・新規利用者も多くありましたが、利用回数の多い方から、施設へ入所する傾向が続き、特に年度後半は経営的に厳しい状況になりました。更に年度末に新型コロナウイルスの影響もあり、経営的に落ち込み目標を達成することができませんでした。 ・送迎車輛の老朽化のため、助成金を申し込みましたが、選考から外れてしまいました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に新規利用者を増やす 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援事業所への広報活動を行う
栄養管理を行い、食を通じた刺激を提供します	<ul style="list-style-type: none"> ・季節の素材を取り入れ、バランスのとれた食事を提供することができました。 ・急な病態による対応を迅速に行うことができました。 ・誕生会や行事時の特別メニューを取り入れ喜んで頂きました。 ・材料費の高騰もありましたが、工夫しながら提供することができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食材等の高騰 	<ul style="list-style-type: none"> ・献立や調理内容で工夫を行う
安全衛生管理を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗いやうがいを徹底し、感染予防に努めることができました。 ・食品等の衛生管理を行いました。 ・調理職員の検便を年4回実施しました。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止対応として、職員が人込みを避ける事や、全員の検温・マスク・除菌・日頃の換気などの徹底に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員への徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症等理解し、正しい予防策を身につける
災害対策を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・6月に地震、12月に火災を想定した訓練を行うことができました。 ・救急救命講習会時に防災訓練として消火器の使い方など、確認することができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に起きた時の不安 	<ul style="list-style-type: none"> ・町会との連携を図り、訓練の確認をしていく
地域社会との連携を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・運営推進会議を9月に実施し、地域の方々に理解を深めてもらうことができました。2回目の会議は3月に予定していましたが新型コロナウイルス感染拡大防止のために実施することができず、紙面での報告となりました。 ・月平均約30件の地域ボランティアの受け入れを継続できました。新規で健康マージャンメンバーが増えました。 ・小、中学校の職場体験の受け入れができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の要望に沿うボランティアの依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの社会資源を活用し、お互いにより良い関係を作る

	<p>た。(四中, 七中, 梶田中, 南多摩中計, 14名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員実習生の受け入れができました。(明星大学 合計6名) ・他団体(八王子福祉園・デイサービスティールーム)との交流ができました。 ・文化祭(交流会)は3月に企画しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のために実施することができませんでした。 ・地域の方に向けた交流の場『ひだまりカフェ』を9月にうどん作りを開催することができました。2回目を3月に予定してましたが新型コロナウイルス感染拡大防止のために実施することができませんでした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との関わりを持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひだまりカフェ開催に関わる人材の確保
安全な施設管理に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の掃除に加え、営業日以外での片付け日を設定、清潔で安全に過ごせるように、管理できました。 ・日々、火災防止上の点検を行うことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全スタッフが管理を把握する 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業日以外で、定期的に片づけの日時を設定する

苦情事故

区分	件数	内容	対応
苦情	なし		
事故	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・車両： <ol style="list-style-type: none"> ① 右折禁止を曲がり、違反罰金生じる ② 釘を踏み、タイヤパンク ③ 室内灯の消し忘れからバッテリー上がる ・利用者： <ul style="list-style-type: none"> 椅子の座布団から滑り落ちる 	<ul style="list-style-type: none"> ・罰金は個人負担で対応する ・タイヤ交換する ・迎え時間に間に合わず、緊急で別の車で迎えの対応をする ・座布団のセットの仕方を見直し、利用者に深く座るよう声掛けする

みんなの居場所かえりぼん

2019 年度報告

1、事業実績

- ・収入目標 996,000 円
- ・実績 908,546 円

延 年間活動日数	延 年間参加人数	延 その他参加人数 (見学者、講師など)	延 年間スタッフ人数
216 日	2,483 人	132 人	519 人

*3 月は新型コロナウイルス感染拡大予防のためお休みとした。

2、①目的に添って運営が出来ました。

目的	評価	課題	対策
居場所の運営に会員全員が少しづつ力を出し合って一層かかかわりを深めていきます	地域のボランティアさんが増えました	業務をしながら負担にならないよう参加出来る方法を検討する必要がある	会員の関心度を高めるためにりぼんニュースなどで活動内容を広報する
ワンコインコンサートの開催を継続します。 子供向けの企画を行い、子供が気軽に立ち寄れる場として行きます。	年 7 回開催しました 春休み中の子供向け人形劇公演を企画しましたが、新型コロナウイルス感染拡大予防の為、中止としました	スタッフの負担を軽減する必要がある 開所時間が 16:00 までなので放課後子供たちが立ち寄れない	関わるスタッフの負担にならないよう隔月開催を継続する 開所時間の変更は困難な為、子供企画を春休み期間中とし参加を呼び掛ける
地域に密着した困りごとを知る場とし多彩な企画を開催し多様な人材発掘の場としていきます。	新企画としてライフプラン講座を 3 回連続開催しました 新しい参加が増えました	専任スタッフがいない為、企画物を開催する負担がある	専任スタッフを作る 定期的に地域に回覧し広報活動を積極的に行います
生活援助サービス等新たなサービスの創設を検討していきます	検討することが出来ませんでした。	法人全体で考えることが必要だが、話合いの時間がない	理事会や定例会で法人方針の一環として話し合う時間を作る
地域センター祭り、文化祭のバザーに参加し居場所の活動を知ってもらいます	パンや酒饅頭の販売を行いバザーに参加し、スタッフ・地域の方々と交流することが出来た	休日の参加であり負担がある	継続して参加するが、スタッフの負担にならないよう、役割分担、手伝いの時間など配慮する

ホームページの更新を行い広く居場所の活動を発信します	ワンコインコンサートの開催等、居場所の様子を随時、情報発信することが出来ました。		継続して情報発信を行っていきます。
予防健康体操を推進し、週1回企画実施していきます。	トリム体操は月2回開催出来ました 新たにストレッチ体操を企画したが継続できなかった		出前講座等活用し地域の方々の介護予防に役立てる企画を検討していく

【企画参加状況】

ワンコインコンサート（内容）		参加数						
4月	女声デュエット	21名						
5月	フルートと歌	25名						
7月	出前歌声喫茶	6名						
9月	染谷さんの歌	29名						
10月	昭和の懐かしいうた	12名						
11月	桂右團治さん落語	18名						
1月	オカリナ演奏会	12名						
3月 こんぶ座人形劇（新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止）								
企画名	トリム健康体操	ストレッチ体操	木目込み	健康マージャン	編み物	歌声喫茶	マクラメ	ライフプラン講座
開催頻度	月1回	単発	月3回	月2回	月1回	月2回	単発	単発 (3回連続)
述べ参加人数	59人	21人	185人	190人	88人	83人	5人	22人

3、助成内容

八王子市一般介護予防サロン活動支援事業「常設サロン」支援金

4、会議報告

みんなでつながろう!元八の「わ」プロジェクトに参加し地域の民生委員、町内会役員、ケアマネジャーさんたちと地域に不足しているサービス、地域で困っていることの解決策について話し合った

第2号議案 2020年度方針及び事業計画及び収支予算の件(案)

I. 2020年度方針(案)

○ 経営理念

自分自身が利用したいと思えるサービス事業者を目指します。

- ・メンバーひとりひとりの協力のもと経営基盤を確立し安定した経営を目指します。
- ・利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供します。
- ・地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を推進し、地域福祉サービスの拠点を目指します。

■ 地域に根ざした法人を目指す

「介護の社会化」を目的に施行された介護保険制度も、2020年4月で20年を迎えました。これまで、家庭内で行われて来た介護が介護保険制度により社会化され、色々な課題がみえてきました。

「老々介護」「介護離職」はもとより、最近では「8050」問題が大きく取り上げられる様になり、利用者を取り巻く環境も変化しており、利用者の生活だけでなく、家族の支援も社会全体で担って行く必要があります。

又、制度継続の為には、なくてはならない人材の不足が大きな問題となっており当法人も同じ悩みを抱えています。

地域では重度化防止の方策が打ち出され、各サービスが包括的に関わることが求められています。介護保険制度施行以前から地域で活動してきた私たちは経験を裏打ちするだけのノウハウを持ち合わせているにも関わらず、地域が求めている住民型サービスや、制度に合わせた訪問Aなどのサービス提供が出来ないジレンマもそこにあります。

そんな私たちですが、「市民ユニットりぼん」だから出来ることを、長年あためてきた多世代交流の場であるみんなの居場所「カフェりぼん」を開所し多くの地域の方々に力を頂きながら6年を迎えています。

今年度のスタートはコロナウイルス感染拡大予防を図るため、緊急事態宣言で始まり経営的にも精神的にも厳しい状況ではありますが、会員一人ひとりが、それぞれの立場で今出来ることに力を出し、責任を持って継続し、みんなが住みやすいまちづくりに寄与していきたいと思えます。

■サービス提供体制の充実を図り、サービスの質の向上を目指します

- 「チーム会議」「職員会議」「部門ミーティング」等を十分に機能させ職員間のコミュニケーションを図ることで、働きやすくやりがいのある職場を目指します。
- 各事業所の経営体制を安定させるため、理事会および理事運営会議、管理者会議において各事業所の経営状況を把握、分析を行い経営改革を迅速に行います。
- 苦情及び事故等の処理を円滑かつ迅速に行うために苦情事故等検討委員会を開催し、再発防止を徹底します。
- すべての職種に共通した研修を実施し、各種職種別研修の参加を推進します。
- 法人全体で個人情報保護に取り組んでいきます。
- 介護サービス情報の開示を実施します。
- 職員の健康に配慮し、責任あるサービスの提供に努めます。

■誰もが集える場所、気軽に立ち寄れる場所づくりを目指します。

- 地域を知って地域のニーズをひろいます。
- 公的なサービスでは解決出来ないサービスを作ります。
- 会員数を増やしていきます。
- スタッフも、地域の人も、誰もが楽しく集える場所を作ります。
- 地域の顔が見える関係を作ったすけあいの輪をひろげていきます。

II. 2020 年度活動・事業計画 (案)

会員活動

地域福祉増進のために、市民によるたすけあいのステージを増やしていきます。会員活動の場及び地域の人たちとの活動の場を増やしていきます。

①地域活動

- ✧ 地域の交流の場として、ひだまりの家やみんなの居場所「カフェりぼん」を提供していきます。
- ✧ 障害者就労体験の場を提供します。
- ✧ 広報活動を推進します。
 - ◎広報紙「おはなしりぼん」の発行
 - ◎ホームページで広く法人の活動を広報していきます。
- ✧ 出前介護講習
在宅介護初心者の自宅に出向いて介護方法等の講習を行い介護者を支援していきます。
- ✧ 在宅心身障害者緊急一時保護制度が利用できるよう会員の介護人登録推進します。但し「コーディネート」は行いません。
- ✧ 交流会「結びの会・りぼん」
りぼん会員、利用者、職員はもとより広く地域にむけての交流会を実施します。
- ✧ 被災地等への寄付金活動
いちよう祭り等を活用して、バザー等の売上金を寄付する活動を行います。
- ✧ 市民運動・政策提言
地域で暮らす生活者として、まちづくりや環境・食の安全等を定例会等で話し合い、生活クラブ運動グループ地域協議会などと連携して課題に取り組んでいきます。
- ✧ 他団体と共に地域福祉の向上及び地域包括システム(ネットワーク)の活動を行います。

②法人内活動

- ✧ ひだまりの家の支援を行います。
 - ◎庭作りボランティア
 - ◎登録ボランティア
- ✧ みんなの居場所カフェりぼんの支援を行います。
 - ◎開所時のお当番ボランティア
 - ◎庭の草むしりや、環境整備のボランティア
- ✧ 救急救命講習を実施します。
- ✧ 会員交流会を実施します。
- ✧ みんなが参加できる定例会を目指します。

総務・法人事務局

- 法人の円滑な労務管理、財務管理、法人会員管理、職員管理を目指します。
- 法人の円滑な運営の充実を目指します。
 - 1、個人情報保護に取り組めます。
 - ・ 情報セキュリティ委員会を随時開催します。
 - ・ 職員向けの研修を各部門管理者と共に開催します。
 - 2、安全衛生管理に努めます。
 - ・ 毎月衛生委員会を開催します。
 - ・ 従業員の勤務時間の管理の徹底を継続。また、働き方改革の労基法を順守します。
 - ・ 従業員の健康を維持するために定期健康診断受診を促進します。

[総務]

- ・ パート職員 2 名で仕事の分担は 2019 年度と同様ですが、事務局の業務のうち 給与計算、決算、国保連請求の事務について複数で担当できるよう仕事の共有化を図っていきます。

Ⅱ. 2020 年度事業計画案

介護サービスりぼん

事業内容：介護保険介護給付事業、介護予防・日常生活支援総合事業、障害福祉サービス、
八王子市移動支援事業、自立支援事業（なんでも隊）

- 1、 月次目標時間数 介護保険・200 時間／介護予防・日常生活支援総合事業・50 時間／
障害者福祉サービス・200 時間（移動支援含む）／なんでも隊・30 時間
 - 2、 従業員数/サービス提供責任者 2 名, 常勤ヘルパー1 名、曜日固定ヘルパー1 名、登録 11 名
 - 3、 事業運営方針
 - ・ 本人の望む在宅生活の理解と支援
 - ・ 本人が安心して介助を受けられるような技術の獲得
 - ・ 責任ある労働の提供
- (1) 責任あるサービスを行います
- ① 在宅介護初心者への為の出前介護教室を継続します。
 - ② 危機管理、危険管理、課題解決
 - ・ 事故報告、ひやりはっと報告の推進をはかり、解決方法を職員全員で共有します。
 - ・ ケア予定のチェックを継続し、イレギュラーなケアや変更があった場合は連絡を徹底します。
 - ・ サービス提供責任者、コーディネーターは情報の更新を適時速やかに行います。
 - ③ 職員の働きやすい環境整備
 - ・ 相談、連絡が円滑に行えるよう『顔の見える関係』を構築します。
 - ・ 労働基準法を順守し、職員の健康を守ります。
 - ④ 人員の確保
 - ・ 曜日固定ヘルパーの働き方をスキルアップの一つとしてとらえ継続、適時募集も行います。
- (2) 職員の介護技術及び問題意識向上を目指します
- ・ 年間研修計画を作成し、職員が興味のある研修の企画に参加できるよう呼びかけます。
 - ・ 職員は技術、知識の習得につながるよう各自年度内に受ける研修の計画を立て達成を目指します。
 - ・ 訪問部門管理者は職員スキルアップのための情報提供、サポートを行います。
- (3) 利用者のニーズを適確に介護計画に反映し、目標達成を目指します
- ・ サービス提供責任者、コーディネーターは状況変化、ケア目標・介護計画の共有が出来るよう個別計画更新時にチーム会議を開催します。
- (4) 課題について「サービス担当者会議」で共有、解決に努め必要時は当事業所から会議開催を要請します。
- ・ サービス提供責任者は利用者の状況を書面にて毎月ケアマネに報告し、連携に努めます。
- (5) 当事業所において、提供困難なサービスについては他団体を紹介します。
- ・ 公共機関や、インターネットを活用し地域のネットワークを構築します。
- (6) 個人情報保護に取り組みます
- ・ 職員は法人の個人情報保護方針にそって取り組みます。

ケアプランサービスりぼん

1、事業内容：介護保険居宅支援（介護プラン、日常生活総合事業、認定調査、相談援助）

2、目標件数：介護 84 件/月 （管理者 28 件 常勤 33 件 非常勤 23 件）
予防・総合 21 件/月 （管理者 10 件 常勤 8 件 非常勤 3 件）
認定調査 24 件/月

3、従業員：3名

4、事業運営方針

- ・中立公平な立場でニーズにあった情報提供を行い利用者、家族が選択できる様支援します。

- ・利用者の持てる能力を生かし、笑顔がみられる支援を行います。

(1) 労働基準法を遵守し、職員の健康を守り安定した事業運営を目指します。

- ・フレックス労働を行い、多様なニーズや緊急対応に応えることが出来る様にします。

- ・新規依頼に対して過重とならない様配慮しながら安定した運営継続を図ります。

(2) サービスの質向上と選ばれる事業所を目指します。

- ・利用者の持てる能力ややりたいこと等、潜在的ニーズを探り行かされる支援を行って行きます。

- ・ニーズにあった社会資源を公平中立な立場で情報提供を行い、利用者が自己決定出来る様支援します。

- ・認知能力が低下しても、家族も、利用者本人も安心して暮らせるよう地域やサービス事業所と連携を図り支援していきます。

- ・事故、苦情、ひやりハットを共有し再発を予防します。

- ・利用者アンケートを実施し、より多くの意見、要望を聞き取り質の向上に努めます。

- ・研修参加に努め、介護支援専門員としてスキルアップを目指します。

(3) 地域社会活動

- ・法人と協働で「結びの会」を開催し、利用者や家族が元気になる場所を提供します。

- ・みんなの居場所「カフェりぼん」に集う利用者と一緒に新たなサポートを作りだして行きます。

(4) 職員の処遇

- ・年1回の健康診断を実施し健康維持に努めます。

- ・年5日以上の有給休暇を活用し休息、リフレッシュする機会を作ります。

- ・月1回業務会議を開催し、情報共有を図り、皆で考え、改善する場とします。

- ・各種研修の参加を推進します。

ひだまりの家

1. 事業内容：地域密着型通所介護事業・介護予防日常生活支援総合事業
2. 目標利用者数： 介護 8.5名 予防 1.5名／日
3. 従業員数：常勤 2名
非常勤 10名（介護：4名 看護：2名 調理：2名 ドライバー：2名）

4. 事業所運営方針：

- *小規模を活かし、家庭的な施設を目指します。
- *利用者の在宅生活が継続できるよう日中の生活を支援します。

(1) 職員間の連携を図ることでサービスの向上につなげます。

- ・職員の日々の記録や、毎月の職員会議の充実を図り、職員間の連携に努めます。
- ・ひやりはっとを見落とさずに報告し、職員全員で共有して再発防止に努めます。
- ・それぞれの職種が必要とする研修に参加し、その成果を日々の業務に活かします。

(2) 特徴を生かし、選ばれる事業所として安定した事業運営を目指します。

- ・ケアマネージャーとの連携を図り、状態変化等の報告を迅速にします。
- ・利用者アンケートを実施し、サービスの満足度や要望の確認と共に見直しを確認します。
- ・下記の行事やプログラムの充実を図り、本人及び介護者の支援をします。

*年間行事予定

4月	お花見・草餅作り	10月	室内運動会・さつま芋の茶巾しぼり
5月	避難訓練・柏餅作り・ラッキョウ漬け	11月	避難訓練・ピザ作り
6月	梅干し漬け・あんぱん作り	12月	クリスマス会・忘年会・どら焼作り
7月	七夕・酒饅頭作り	1月	新年会・繭玉作り・おやき作り
8月	夏祭り・うどん作り	2月	豆まき・味噌作り・五平餅作り
9月	敬老の祝い・おはぎ作り	3月	ひな祭り・文化祭・桜餅作り

*プログラム

絵手紙	健康マージャン	楽器演奏会	紙芝居	踏まないぞ体操
習字	写経	よさこい踊り	お花見、散歩	レクレーション
手作り制作	編み物	歌踊り	おやつ作り	(輪投げ、はちっこ玉入
歌いましょう	俳句	手品	お手玉遊び	れなど…)

(3) 栄養管理を行い、食を通じた刺激を提供します。

- ・季節の素材を取り入れ、バランスのとれた献立作成を行います。
- ・お誕生御膳や季節を取り入れ、食の楽しみを提供します。
- ・個別対応及び病態による対応をします。

(4) 安全衛生管理を行います。

- ・手洗い、うがいを徹底し感染予防に努めます。
- ・食品等の衛生管理に努め、定期的な検便を実施します。

(5) 災害対策を行います。

- ・避難訓練を、利用者と共に実施します。
- ・毎月の職員会議で、災害時対応の確認をします。

- (6) 地域社会との連携を行います。
- ・年2回の運営推進会議を通して、町会との関わりを深め、町会活動に参加します。
 - ・地域や他団体との交流を深め、学生やボランティアの受け入れを積極的に行ないます。
- (7) 安全な施設管理に努めます。
- ・清潔、整理整頓を心がけ、危機管理に努めます。

みんなの居場所カフェりぼん

【目的】

- 1、地域の人たちが昔の縁側の様に気軽に立ち寄れる交流の場とします。
- 2、公的サービスだけではニーズが満たされない高齢者の行き場として、居場所を開放し特技を生かしてもらいます
- 3、地域の方々や職員の交流の場、特技を生かす場として活用します。

・収入目標 840,000 円／年

バザー 50,000 円×2 回参加 100,000 円

ワコインコンサート @500×20 人×4 回 40,000 円

1 ヶ月あたりの内訳

ランチ／飲み物		57,000 円
企画参加費	@200×65 人	13,000 円
合計		70,000 円

- ・目的に沿った活動を進めていきます。
- ・居場所の運営に会員全員が少しずつ力を出し合って一層かかわりを深めていきます。
- ・ワコインコンサートの開催を継続します。 また、子ども向けの企画を行い、子どもが気軽に立ち寄れる場としていきます。
- ・地域に密着した身近な困りごとを解決する為の情報など知る場や多彩な企画を開催し、多様な人材発掘の場としていきます。そのため回覧で広報する地域を広げます。
- ・生活援助サービス等新たなサービスの創設を検討していきます。
- ・地域センターまつり、文化祭のバザーに参加し居場所の活動を知ってもらいます。
- ・ホームページの更新を行い広く居場所の活動を情報発信します。
- ・予防健康体操を推進し、週 1 回企画、実施していきます。

Ⅲ. 2020年度活動予算書(案)

(単位:円)

I 経常収益	収益事業				本来事業	総務 ・ 共通	総合計
	居宅部門	通所部門	ホームヘルプ 部門	収益事業 計	居場所		
事業収益	15,151,608	21,630,000	19,800,000	56,581,608	840,000		57,421,608
正会員受取会費						105,000	105,000
賛助会員受取会費						10,000	10,000
受取寄付金							0
受取助成金					596,000		596,000
経常収益計	15,151,608	21,630,000	19,800,000	56,581,608	1,436,000	115,000	58,132,608
Ⅱ.経常費用							
1.事業費						2. 管理費	
(1)人件費]							
給料手当	9,261,000	12,790,000	11,910,000	33,961,000	387,860	4,960,000	39,308,860
処遇改善金		430,000	1,260,000	1,690,000			1,690,000
法定福利費	1,100,000	1,010,000	1,500,000	3,610,000		140,000	3,750,000
福利厚生費	21,000	28,000	30,000	79,000		7,000	86,000
通勤費	331,200	320,800	331,200	983,200		340,400	1,323,600
労働保険料				0		280,000	280,000
(2)その他経費				0			0
ケア交通費			550,000	550,000			550,000
駐車代	55,000		300,000	355,000			355,000
車両費・ガソリン	200,000	325,000		525,000		48,000	573,000
材料費		1,180,000		1,180,000	190,000		1,370,000
消耗品費		270,000	20,000	290,000	25,000	130,000	445,000
備品・施設維持費				0	30,000	50,000	80,000
保守料		90,000		90,000		105,000	195,000
リース代				0		27,000	27,000
水道光熱費		425,000		425,000	90,000	300,000	815,000
通信費	73,000	110,000	34,000	217,000	12,360	430,000	659,360
印刷代				0		260,000	260,000
研修費				0		50,000	50,000
新聞図書費	5,000			5,000		2,000	7,000

諸会費	9,000	10,100	6,500	25,600	4,800	24,000	54,400
支払手数料				0		55,000	55,000
会議費				0		135,000	135,000
会員活動費				0		100,000	100,000
広報費				0		5,000	5,000
保険料(ひだまり号)		103,770		103,770			103,770
火災保険料		19,360		19,360	27,000		46,360
険料(賠償など)				0		260,000	260,000
支払報酬		30,000		30,000	140,000	129,600	299,600
減価償却費	410,400	139,452	470,592	1,020,444		119,602	1,140,046
地代家賃・駐車代	138,000	1,941,838	138,000	2,217,838	438,000	1,377,144	4,032,982
租税公課		46,700		46,700	41,900	5,808	94,408
雑費・交際費		3,000		3,000	10,000	10,000	23,000
経常費用計	11,603,600	19,273,020	16,550,292	47,426,912	1,396,920	9,350,554	58,174,386
当期経常増減額	3,548,008	2,356,980	3,249,708	9,154,696	39,080	-9,235,554	-41,778

第3号議案 監事改選の件

監事候補者 長田 洋一

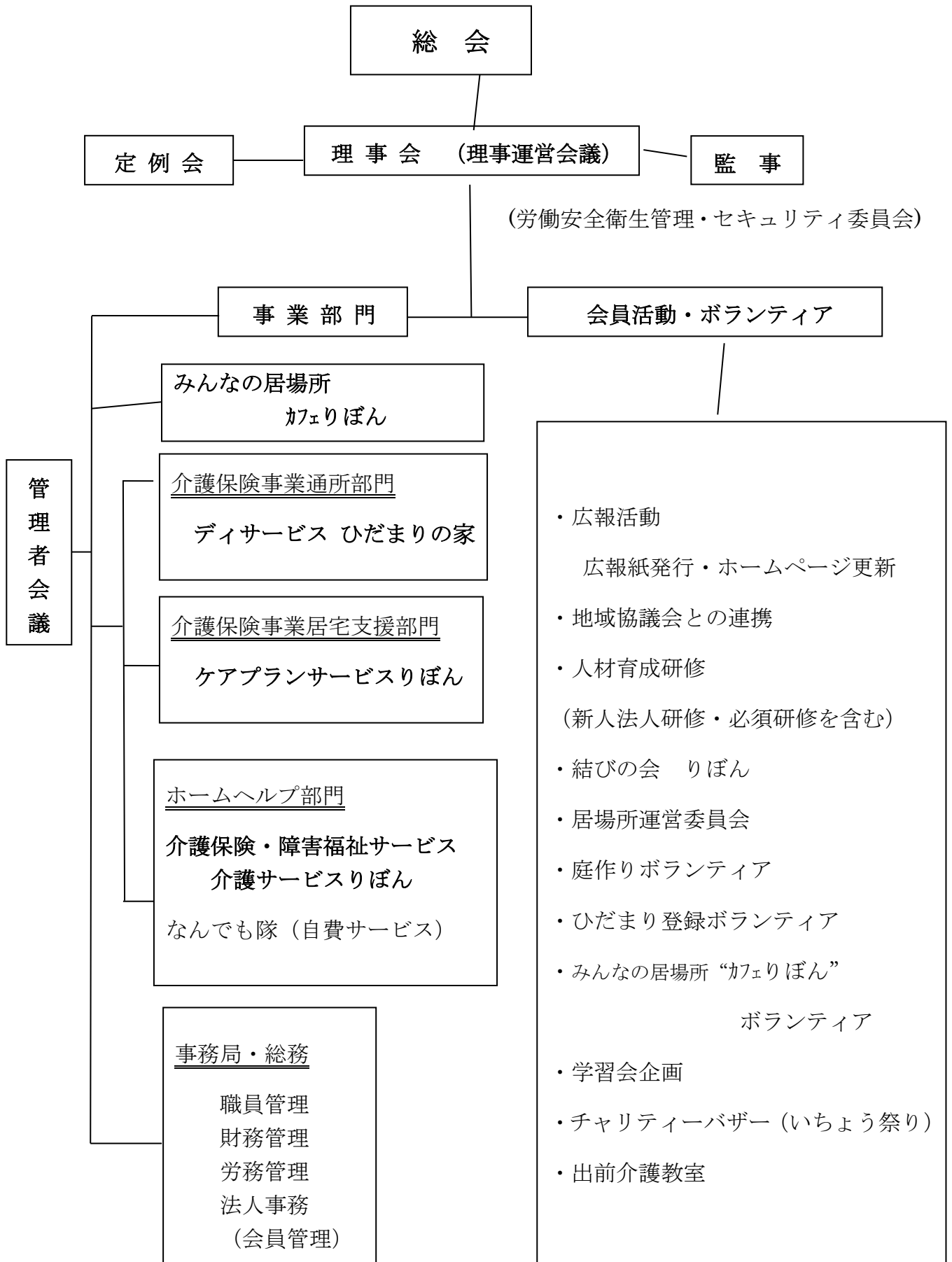
第4号議案 職員代表選出の件

尾上 珠江 (2020.6.1~2021.5.31)

第5号議案 代表理事報酬の件

代表理事報酬月額 20,000円とする。

ただし、別途職員としての業務に対し給与等を支給することを妨げない。



定 款

第14版

2018年5月27日改定

認証決定日（2019年3月22日）

特定非営利活動法人 市民ユニットりぼん

特定非営利活動法人 市民ユニットりぼん 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人市民ユニットりぼん（通称NPO市民ユニットりぼん）という。ただし、登記上はこれを特定非営利活動法人市民ユニットりぼん并表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都八王子市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、市民によるたすけあいの理念に基づき、高齢者・障害者・子育て支援等の活動を行い、自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 在宅自立援助に関する事業
- (2) 介護保険居宅介護支援事業
- (3) 介護保険予防居宅介護支援事業委託
- (4) 認定調査委託
- (5) 介護保険訪問介護事業
- (6) 介護保険通所介護事業
- (7) 介護保険予防訪問介護事業
- (8) 介護保険予防通所介護事業
- (9) 障害福祉サービス事業
- (10) 地域生活支援事業及び移動支援事業
- (11) 地域多世代交流事業
- (12) 介護保険法に基づく地域支援事業
- (13) その他法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会を賛助する意思をもって入会した個人および団体

(入会)

第7条 正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

2 代表理事は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は第1項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 継続して2年以上年会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、代表理事が別に定める退会届けを代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または、目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上
 - (2) 監事1人以上
- 2 理事の内、1人を代表理事、2人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事および副代表理事は、理事会において理事の互選とする。
- 3 法第20条各号のいずれかに該当する者は本会の役員になることができない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業を執行する。

- 2 代表理事はこの法人を代表し、その業務を統括して管理する。
- 3 副代表理事は代表理事を補佐して業務を掌理し、代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときは、理事会においてあらかじめ、定めた順序によりその職務を代行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行なう。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行状況またはこの法人の財産状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のためまたは増員により就任した役員任期は、それぞれ前任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用等を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会および理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び予算の承認ならびにその変更
- (3) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 事業報告および決算の承認
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 会員の除名
- (7) 合併及び解散
- (8) 解散した場合の残余財産の処分
- (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第23条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、日時、場所、会議の目的、会議の内容を示した招集案内を開催日の1週間前までに通知を発しなくてはならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員数の過半数が出席した場合に成立することとする。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席しない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、25条、26条および次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事録においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要と議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他この法人の運営に関する必要な事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の議決)

第32条 理事会における議決事項は、あらかじめ通知した事項及び理事会が審議が必要と認めた事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の招集、議長、表決権等、議事録)

第33条 理事会の招集、議長、定足数、表決権、議事録など理事会の運営方法については理事会が定める別の規則に委任する。

第5章 資 産

(構成)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(管 理)

第35条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別

に定める。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第6章 会計

(会計の原則)

第37条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、当該事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画及び予算は、当該事業年度中の通常総会で承認を得なければならない。
- 3 当該総会は、報告を受けた事業計画および予算の変更を議決できる。変更の議決が行なわれた場合、理事会は速やかにその議決に基づいて事業計画および予算を変更しなければならない。
- 4 前項を除くもののほか、事業計画および予算の変更は理事会の議決を経て行なうことができる。
- 5 理事会は、事業年度中に事業計画および予算を変更した場合は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(事業報告および決算)

第40条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、代表理事が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の監事の監査を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報償を受けた者の名簿、社員のうち10人以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3カ月以内に所轄庁に提出しなければならない。
- 3 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第41条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)した

ときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第42条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第43条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、類似する目的を持つ特定非営利活動法人のうちから、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行なう。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第47条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第48条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第49条 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑則

(細 則)

第50条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に係らず、この法人の成立の日から2001年度通常総会までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第38条の規定に係らず、この法人の成立の日から2000年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定に係らず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定に係らず次に掲げる額とする。

(1) 年会費 3000円
入会金 0円

別 表 設立当初の役員

役職名	氏名
代表理事	大森 一美
副代表理事	花岡 妙子
副代表理事	嶺 学
理事	鈴木 真砂子
同	森元 日呂美
同	小川 真由美
同	稲田 広子
監事	海老名 邦彦